

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2012

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

パテント・アトニー

冬

VOL. 68

◎JPAアート商品企画室が
生まれた

ヒット商品を支えた
知的財産権

10年間トップシェアを誇る美容食品

「アミノコラーゲン」

- 特許調査よもやま話
- 「ジャーナリスト」ばれ話
- 知つておきたいーーの技術トレンドでつく
(iPS細胞〈人工多能性幹細胞〉)
- シリーズ特産品(富山名産昆布巻かまぼこ)
- 知的財産権なんでもQ & A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information



ヒット商品を支えた知的財産権 68

VOL.

68

10年間トップシェアを誇る美容食品 「アミノコラーゲン」

特許登録第4814646号
商標登録第5167280号
実用新案登録第3136642号



続けてきた伊藤さんの実感である。

今ではコラーゲンを含む食材・食品が人気になっているが、発売当初は美容食品というジャンルもなかった。消費者の反応が予測できなかつたためにほとんど宣伝をしなかつたが、効果を実感した人たちのクチコミで売り上げを伸ばし、高いいリピート率を誇っている。臨床試験などによる科学的な根拠に基づいた情報発信も、信頼性を高めることにつながった。「さしたる宣伝もしなかつたのに、商品部専任課長・石井敦さんは言う。

これまでに錠剤、ドリンクなど多様なシリーズ商品を生んできた。それぞれに最適なコラーゲン分子の配列を追求し、コエンザイムQ10やヒアルロン酸を加えた商品を開発するなど「アミノコラーゲン」ブランドは進化し続けている。商品ラインアップを増やすのに伴い、サブネームを商標登録するなど、ブランド保護にも力を入れてきた。缶入り粉末商品の蓋に、一日の適量であるスプーンすり切り1杯にできる機能をつけ、実用新案も登録している。発売時から現在まで「アミノコラーゲン」が美容食品でトップシェアを維持し続けている背景には、知的財産権を重視する同社の取り組みがあった。その姿勢は、開発現場にも浸透している。

主役は緯糸

糸の材料が何であれ、織物は基本、縦に渡して張った経糸に横から緯糸を交差させることでつくられている。例えば反物を織る人力の機織り機では、上下に分けて張られた経糸の間に、緯糸をつなげた杼(ヒ)という道具を滑らせ、上下の経糸を交差して入れ替え、これを繰り返すことで布を織り上げていく。

経糸は上下運動という比較的単純な動きであるのに対し、緯糸を渡す動きは複雑で、この機械化には様々な工夫が必要だった。20世紀中頃には、空気や水を噴出させて緯糸を渡す

エアジェット織機やウォータージェット織機がチエコスロバキアなどで発明された。

日本でも1924年に、世界で初めて緯糸を自動で補充できる無停止杼換式の完全な自動織機を豊田佐吉氏が発明した。これは海外輸出機械の第一号となっただけでなく、特許権は1929年にイギリスの繊維メーカーに高額で譲渡された。それを資金に自動車の技術開発を行い、トヨタ自動車の始まりになったという。

権利譲渡した時は、どんな気持ちだったのだろうか。次の発明の事を考えていそうだけども。

(鈴木)

株式会社明治の「アミノコラーゲン」は、化粧品で注目されたコラーゲンを配合した先駆的な美容食品として、2002年に発売された。コラーゲンは皮膚や軟骨などを構成するタンパク質の一種で、体内のタンパク質の約30%を占める。「しつかりコラーゲンを入れた食品を目指して開発が始まったと、同社健康事業商品開発部の伊藤愛さんは振り返る。

「アミノコラーゲン」は魚由来のコラーゲンを、吸収しやすいように低分子化しているが、単に分子数が小さければよいのではなく、適切な分子数や配列があるという。このコラーゲンにアミノ酸(アルギニン)、グルコサミン、ビタミンCを配合し、飲み物や料理に加えて摂取する粉末状の商品が完成した。

開発に当たっては、コラーゲン臭の除去も大きな課題だった。当初から脱臭技術に力を入れ特許も取得している。発売から10年の間に技術を向上させ、発売当初のものに比べて、現在の商品は格段に飲みやすい」とは、商品を飲み

板に乗っていない
い渦巻状の蒲鉾
として、全国的にも
有名な富山の「昆
布巻かまぼこ」。
江戸時代後期に、



富山湾で豊富に獲れる白身魚と、北前船
でもたらされた北海道産昆布とを組み合わ
せたのが始まりと言われています。すり身の
柔らかな食感とコシのある歯ごたえ、全体に
均等に行き渡る昆布の風味、形状や色調
による見た目の楽しさ等が特徴です。

この地域ブランドを守るため、富山県蒲
鉾水産加工業協同組合は「富山の蒲鉾
10か条」を制定しました。全ての原材料の
吟味、原魚の持ち味を生かした製品製造、
旧来の蒸し製法の遵守等を定めています。
そして、この10か条の遵守と必須アミノ酸
含有量5%程度以上であることとを条件と
して、組合の各加盟店に登録商標「富山
名産 昆布巻かまぼこ」の使用を認めてい
ます。

各加盟店は、低カロリーで良質なタンパク
源である健康食品としての蒲鉾の魅力を
積極的にPRとともに、長い歴史を通じ
て築かれた地域独自の味や形の継承に取
り組んでいます。

※このコーナーに掲載御希望の方は、“特產品”的プロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

特許調査 よもやま話

特許分類システムの世界的な流れのお話です。現在、世界のどの国
でも特許文献には国際特許分類
(IPC)を付与していますが、そのほか
に各国毎の独自分類も付与しています。例えば、ヨーロッパ特許庁(EPO)

は欧州特許分類(ECLA)を付与し、米国特許商標庁
(USPTO)は米国特許分類(USPC)を付与し、日本特
許庁はFI記号を付与しています。このたび、EPOと
USPTOとは、2013年1月から、共通の共同特許分類
(Cooperative Patent Classification;CPC)を採用する
こととなりました。

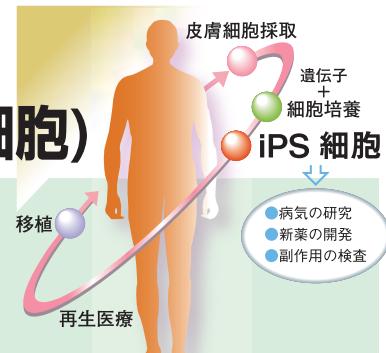
CPCは従来のECLAをベースにしたものでIPCと相性

知りたい!この技術

トレンドマップ

シリーズ
11

iPS細胞 (人工多能性幹細胞)



ヒトの体は約60兆の細胞から成
り、それらはすべて1つの受精卵に
由来する。皮膚や臓器などの細胞
に分化した後は、受精卵が持つさ
まざまな細胞になる能力(多能性)を失うと考えられていた。分化した
細胞に多能性をよみがえらせる遺伝子を組み込むことにより、
多能性と増殖能力を獲得させたのがiPS細胞である。2006年に
マウスの細胞でiPS細胞がつくられ、翌年にヒトの細胞での作成
に成功した。新薬開発、病気の原因解明、再生医療に活用でき
ると期待されていることから、世界でiPS細胞と応用技術の開発
競争が激化している。

iPS細胞の実用化の課題として、遺伝子を細胞に導入する際
に使うウイルスベクターによるがん化リスク、ウイルスの病原性を取
り戻す可能性が指摘されていた。ウイルスベクターに代わる運び
役として、プラスミド(大腸菌などの細胞内にある環状のDNA)を
使う方法を2008年10月に京都大iPS細胞研究所が発表した。
これにより実用化がさらに一步進んだとみられる。

今後、生命倫理の観点からiPS細胞の活用が認められる領
域についての議論も求められる。その上で、医療に新しい未来が
拓かれることになるだろう。

が良く、今後、米国特許文献を調査することが格段に容易
になっていきます。IPCの項目数は約7万項目、ECLAは約
14万項目に対して、CPCは約25万項目あり、その細かさに
おいても、日本のFI記号(約20万項目)を凌ぐものとなります。

米国特許法が先発明主義から先願主義へと大きく舵
を切ったタイミングで、まさに、特許分類の世界でも、米国
は独自分類から国際調和性の高いCPCへと移行する
ことになります。世界的には、今後、IPCも、CPCをベース
にして、現在検討中の共通ハイブリッド分類 (Common
Hybrid Classification;CHC)へと移行していくのかもしれません。
そのときに、日本のFI記号がCHCに取り込まれて消滅するのか、それとも、独自記号として生き残って
いくのか、興味のあるところです。 (弁理士 鈴木利之)

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)

Q 私的使用の目的であっても、インターネット上の音楽や映像をダウンロードすると、著作権侵害になる場合があるとのことですが、先般の法改正により、さらに懲役刑などの刑事罰を受ける場合もあると聞きました。詳しく教えて下さい。

A 平成24年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、平成24年6月に可決、成立しました(平成24年10月1日施行)。

音楽や映画作品などが無断でインターネット上に掲載(アップロード)されたものを海賊版といいます。また、その海賊版の音楽作品や映画作品などを、海賊版であると知りながら、パソコンにダウンロード(録音又は録画)することを、違法ダウンロードと

いいます。

従来も、このような行為自体は違法な行為でしたが(平成21年の著作権法改正)、今回の法改正で刑事罰の対象となる行為は、特に「有償」の著作物を違法ダウンロードする行為に限られます。具体的には、①CDやDVD、インターネット配信等により、正規に販売されている有償著作物等(有償の音楽作品や映画作品など)の海賊版を、②海賊版であると知りながら、③ダウンロードする行為が、刑事罰の対象になりました(2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はその併科)。

(参考)
※文化庁HP
http://bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html

○このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX.03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援・評価室「Q&A係」までお送りください。



特許庁からのお知らせ

「がんばろう日本! 知的財産権活用企業事例集2012」発行

知恵と知財でがんばる中小企業等の取組事例をご紹介!

特許庁では、昨年の第1弾に続き、知恵と知財を武器に活躍している中小企業等の取組事例を紹介した「がんばろう日本!知的財産権活用企業事例集2012」を刊行いたしました。本書では、開発した技術やデザイン、更にはブランド力を知的財産権として戦略的に保護・活用し、業界ナンバーワンのシェアの獲得や、海外展開で新たな需要につなげた中小企業等の具体的な事例がたくさん紹介されています。多くの中小企業がこうした先例を参考にして、その魅力と潜在力を開花させるきっかけとなることを期待しています。

●特許庁ホームページから
本事例集をダウンロード
することができます。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/kigyou_jirei2012.htm



JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
日本弁理士会
<http://www.jpaa.or.jp>

PATENT ATTORNEY[パテント・アトーニー]

●平成24年12月18日発行 第68号 ●無断転載禁止 ●編集／日本弁理士会広報センター ●発行／日本弁理士会
●〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 ●電話 03-3581-1211(代) ●FAX 03-3581-9188

別冊パテント8号

「商標の基本問題 —混同を巡る諸問題—」

が発行となりました。

本書は、日本弁理士会中央知的財産研究所での、研究の成果をまとめたものです。商標の基本問題である混同とこれに関するさまざまな近接概念が、比較法を含む多様な観点から多角的に検討されています。ぜひご一読ください。

タイトル

- 商標法と混同を巡る問題状況
- 混同の意味
- 混同とサーチコスト
- 商標の希釈化と混同のないところにおける著名商標の保護
- 11号「類似」と15号「混同」について —4条11項登録要件の比較—
- 商標の類似と出所混同 —登録時・侵害時での類似判断の異同—
- 商標の類否について —商標の類否判断手法と取引の実情に焦点をあわせて—
- 混同の虞れの認定について
- 商品と役務との間の類似・混同
- 商標法 51条、53条における「類似」と「混同」
- 防護標章の諸問題
- 商標権侵害と打ち消し表示
- 逆混同(Reverse confusion)
- サイバー空間における商標の混同
—イニシャル・インテレスト・コンフュージョンに焦点をあわせて—
- 商標権侵害と販売後の混同 —英裁判例の検討に基づく考察—
- 商標法におけるフェアユースについて

JPA Information



◆お問い合わせ・購読申込先◆

事務局広報・支援・評価室

TEL: 03-3519-2361

FAX: 03-3519-2706

mail: panf-bosyuu@jpaa.or.jp

※お申込みは、FAXもしくはメールにてお願ひいたします。

販売価格: 1,800円(送料100円)

